

# 第156回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2024年9月10日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

○神山計画課長 改めて、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより第156回「東京都自然環境保全審議会」を開始いたします。

事務局を務めます、環境局自然環境部計画課長の神山と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

通信環境等、何か不具合がありましたら、事務局に御連絡をお願いいたします。

会議中は常にミュートに、カメラはオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

御発言になる場合は、ZOOMの挙手機能の「手を挙げる」を使用してお知らせください。

会長が指名いたしましたら、カメラをオンにして、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、開始に先立ちまして、環境局長の松本より御挨拶を申し上げます。

○松本環境局長 おはようございます。

環境局長の松本で。

すみません。ちょっとお待ちください。

聞こえていますでしょうか。大丈夫ですか。

失礼いたしました。

おはようございます。

環境局長の松本でございます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、多くの方に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

第156回「東京都自然環境保全審議会」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

生物多様性は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な基盤を形成しております。

一方、人間活動の影響で、これまでにない速さで地球上の野生生物種が絶滅しており、生物多様性は、今、危機的な状況にあると言えます。

こうした中、都は、本審議会でも御議論いただきまして、昨年4月に、生物多様性地域戦略を改定いたしました。地域戦略では、2030年に向けた目標としまして、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。

この目標実現に向けまして、アクションプランも策定いたしました。

そして、都庁自らがまずは全庁を挙げて取り組む。

また、それとともに、都民の皆様、また、企業の皆様など、様々な主体と協働・連携しな

がら、多様な対策を着実に進めているところでございます。

また、本年4月には、区市町村やボランティアの皆さんと連携・協力するための拠点となる東京都生物多様性推進センターを新たに設置いたしまして、保全地域における樹林の再生や、都民参加型の取組などを加速させているところでございます。

また、2050年における保全地域の指定目標を累計で約1,000ヘクタールに引き上げ、指定拡大に向けた取組にも一層力を入れているところでございます。

本日の審議会におきましても、ネイチャーポジティブの実現のため、不可欠となる野生生物保全の具体的な対策に関する基本的な考え方や対応の方向性につきまして、御議論いただきたいと思います。

また、水資源の保全のため重要な温泉の掘削許可に関する各論の御審議など、多岐にわたる御議論をいただく予定でございます。

委員の皆様の御経験、御知見、幅広い視点から御意見を賜りたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○神山計画課長 続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員、臨時委員43名中、途中で続々と入っていただいている方もいらっしゃるのですが、現時点の数になりますが、37名の方に御出席いただいておりますので、規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

また、今回の本審議会から委員及び事務局の名前の読み上げについては、割愛させていただきたいと思います。御了承ください。

次に、本日の進行となります。

まず「諮問第486号 東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」審議いただいた後「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて」の報告をさせていただきます。

最後に「諮問第487～491号 八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の御審議をいただくという流れで進めていきたいと存じます。

所要時間は、おおむね1時間40分程度を見込んでおります。

御意見、御質問の状況によっては、時間が前後する可能性がありますので、御了承ください。

また、本日は、傍聴のお申し出がありまして、ウェブで傍聴される方がいらっしゃいます

ので、お知らせいたします。

それでは、以降の審議につきましては、石井会長にお願いしたいと思います。

審議会の開会をお願いいたします。

○石井会長 皆さん、おはようございます。

それでは、第156回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めます。

事務局は、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴者入室)

○石井会長 初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○神山計画課長 承知いたしました。

事前に送付しております資料の確認をいたします。

資料1-1が「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（中間のまとめ）（概要版）」。

資料1-2が「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針に関する今後の予定」。

資料1-3が、保全方針（中間のまとめ）（案）。

資料2-1が「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて＜報告＞」。

資料2-2が「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2024」の本体になります。

資料3-1が「八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削についての申請概要」。

同じく、NOE-3Bの申請概要。

同じく、NOE-3Cの申請概要。

資料3-2が、同じく、NOE-6の申請概要。

同じく、NOE-6Aの申請概要。

資料3-3が「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」。

参考資料が「東京都における温泉の審査基準等に関する資料」となります。



このほか、会議次第と委員名簿となります。

傍聴者の皆様には、資料を東京都のホームページから閲覧いただけるようにしております。

ホームページのURLは、先日、メールでお知らせしておりますので、そちらを御確認ください。

資料の説明は、以上となります。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

1つ目の議事ですが「諮問第486号 東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を一ノ瀬計画部会長から御報告をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 皆様、おはようございます。

環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当課長の太田でございます。

それでは「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（中間のまとめ）（案）」といたしまして、資料1-1にて御説明申し上げます。

こちらは、資料1-3の本方針全体の要点を概要版としてまとめたものでございます。

スライドの2枚目でございます。

「第1章 方針策定の背景と目的」と目的でございます。

「1. 方針策定の背景」といたしまして、右の図表にお示しのとおり、東京都ではレッドリスト掲載種が10年ごとの改定のたびに増加しておりまして、野生生物の絶滅危険度の高まりが示されてございます。

このような中、東京都生物多様性地域戦略（2023年改定）におきまして、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、以下の行動目標を挙げてございます。

「基本戦略Ⅰ」の行動目標「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」と共に「新たな野生絶滅ZEROアクション」として、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、実効性ある取組を様々な主体と共に実施していくものでございます。

この目標に向けまして、多様なステークホルダーと共に、保護上重要な野生生物を戦略的に保全していくための具体的な行動方針が必要ということで、本方針の作成に至った次第でございます。

「2. 方針策定の目的」でございます。

東京都におきまして、これ以上絶滅種を増やさず、普通に見られていた種が絶滅危惧種に移行してしまうことを防ぐためには、絶滅危惧種の保全策の強化とともに、普通種を普通種のまま維持していくという考えに基づいた保全策を進めていく必要がございます。

そのため、都内における各主体に対し、保護上重要な生物多様性の保全に向けた基本的な考え方や対応の方向性を示すこと、そして、成果を検証しながら適宜見直しを行い、長期にわたり野生生物の継続的かつ実践的な保全に寄与していくものでございます。

ここまでの「方針策定の背景と目的」でございます。

次に、スライド3に移りまして「第2章 野生生物をめぐる現状と課題」でございます。

1でございますが「野生生物が直面する現状」といたしまして、東京の多様な自然環境と、その中での自然への人の働きかけの縮小による里山等における生育・生息場所の劣化等、野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えておりますことを4つの危機として記載してございます。

また、2でございますが、絶滅危惧種の増加により、個々の種に着目した保全策の限界など「野生生物の保全上の課題」として7つ挙げてございます。

中段の部分ですが「第3章 野生生物の戦略的保全」といたしまして、本方針の考え方を示してございます。

「1. 基本理念」といたしまして、人間活動の影響による野生生物の絶滅を新たに生じさせない環境づくりや、それを支える仕組みづくりを目指すとしてございます。

「2. 戦略的保全の考え方」でございます。

下の図表のとおり「主要な行動」として4つの戦略と、その原動力となる基盤的行動3つから成る7つの保全戦略と、環境の特性に応じた「エリアごとの保全戦略」を組み合わせる取組を推進するものとしてございます。

そして、本戦略の中心となります保全策の概要、取組をスライド4で御説明いたします。

まず、左側の「『種』に着目した保全」でございます。

絶滅種ごとに絶滅回避の手だてを考え、その種の生息・生育地の保全や個体数を増加させる取組でございます。

メリットといたしまして、個体数が極めて少ない種に有効な手立てでございまして、その種の生息・生育地の保全や個体数を着実に増加させる取組でございます。

一方で、デメリットといたしまして、種ごとに絶滅回避の手だてを考え、対策を取るなど、時間と労力が必要で、対応できる種が限定され、また、普通種等は対象にならないため、絶

滅が危惧されてからの対応となる傾向がございます。

下段の枠囲いの施策となります。

種に着目した保全では、これまでレッドリスト、レッドデータブックの公表による各主体への情報発信に加え、東京都自然保護条例に規定がございます、東京都希少野生動植物種への指定を検討してまいります。

これにより、動植物の捕獲や採取が禁止されるとともに、罰則規定等も設けられてございます。

詳細は、スライド6に記載してございます。

右側に移りますが「『生態系』に着目した保全」でございます。

絶滅危惧種を取り巻く普通種や生息・生育環境等、生態系の構成要素や相互関係を保全し、生態系の機能等を回復することで、絶滅を回復する保全手法でございます。

メリットといたしまして、普通種や今まで発見されていない種、環境への配慮等により、普通種等が絶滅危惧種となることを未然に防止することができるメリットがございます。

デメリットといたしまして、個体数が極めて少ない種に対しては、効果が限定的な場合もございます。

都の取組といたしまして、保護上重要な生態系を抽出し、公表することで、多様な主体による保全や自然再生への取組促進、自然保護条例に基づく保全地域や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への指定等の促進に生かしていけるものと考えてございます。

このような取組に加え、外来種対策も進めながら「新たな野生絶滅ZEROアクション」を実施してまいります。

スライド5から、戦略ごとの保全策の御説明でございます。

ただいま御説明いたしました「『生態系』に着目した保全アプローチ」を戦略1に位置付けてございます。

「具体的な取組の方向性」につきまして、ただいま御説明いたしました内容に加え、優先度の提示や共有によるOECMの民間における取組の促進「（４）保全施策の進め方」として、科学的知見に基づく保管理の在り方等を記載してございます。

次のスライドでございます。

保全戦略2も「具体的な取組の方向性」として、先ほど説明いたしました、種に着目したアプローチでございます。

「（１）法令等による制度を活用した保全」でございますが、罰則規定を示してございま

す。

生態系からのアプローチ同様に（２）は「優先度の提示や共有による保全の推進」。

（３）でございますが「保全施策の進め方」といたしまして、必要に応じて専門機関や研究機関と連携しながら生息域外保全等にも取り組むことを記載してございます。

次のスライドでございます。

戦略３、本方針のもう一つの柱でございます「外来種対策の実践の促進」になります。

侵略的外来種による影響は、保護上重要な野生生物の主要な減少要因となっております。外来種対策の効果的な実践が必要でございます。特に島嶼部ではその影響が甚大であり、早急な対策が不可欠でございます。対策の適切な推進による侵略的外来種の新たな侵入や分布拡大の阻止、根絶や低密度化を目指してまいります。

「具体的な取組の方向性」として、（１）でございますとおり、定着段階に応じた対策の実践など、優先度を踏まえた対策の実施。

（２）でございますが、近隣県との連携を強化、行政界を越え侵入する外来種の監視体制等を強化していくところでございます。

（３）、観光客等への普及啓発等を島嶼における対策としてございます。

スライド８枚目でございます。

戦略４では「都市における生態系の保全」での「具体的な取組の方向性」といたしまして、（２）、（３）で先ほどの種や生態系からのアプローチに関係する各緑地保全・地域指定等の推進。

（４）でございますが、都市開発に合わせた緑の創出を活用していく、既存の緑との連なりやまとまりを誘導していくなどを記載してございます。

スライド９でございます。

今申し上げた戦略１～４、主要行動の原動となります基盤的な行動を戦略として５～７に挙げてございます。

戦略５～７といたしまして、スライド１０でございます。

「戦略６ 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進」。

右側に「戦略７ 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進」を記載してございます。

以上が、本方針に記載した保全戦略の御説明でございます。

最後に、スライド１１でございますが「第４章 エリアごとの戦略的保全」でございます。

東京は、多様な環境を有するため、それぞれ環境の特性に応じた野生生物の保全が必要で

ございます。

東京の環境を7つのエリアに区分し、各エリアの現状や、課題に対して行うべき戦略的保全について、主な取組を以下に示してございます。

順に「森林環境エリア」、「里山環境エリア」、「都市環境エリア」、「河川環境エリア」、「東京湾エリア」、「伊豆諸島エリア」、「小笠原諸島エリア」と対策を示してございます。

以上、駆け足ではございますが「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（中間のまとめ）（案）」について、御説明いたしました。

ありがとうございました。

○石井会長　ありがとうございました。

それでは、次に、一ノ瀬計画部会長から審議結果の御報告をお願いします。

○一ノ瀬委員　計画部会長を仰せついております、一ノ瀬でございます。

それでは、審議の結果について御報告させていただきます。

計画部会では、今年6月より計2回の部会を開催し、審議を行ってきたところです。

検討に当たって、計画部会の中に、生物多様性に関して専門的な知見を持つ民間の有識者の方を臨時委員に加え、議論を進めてまいりました。

これまでの計画部会の議論や委員からの御意見の主なものは、以下の3点についてです。

1点目、保全方針の全体像や位置づけについてです。

本方針が目指す野生生物の保全の取組の進め方や目指す姿を明示したほうがよいという御意見です。

2点目は、生態系からの保全アプローチについてです。

従来から実施されてきた絶滅危惧種に着目した域内保全・域外保全といった種からの保全アプローチに加え、絶滅危惧種のほか、普通種を含めた生態系を構成する全ての要素とシステムを保全しようとするアプローチであります。

生態系からの保全アプローチの両輪で野生生物の保全を進めることを本方針内では述べています。この生態系からの保全アプローチについて、その内容と必要性を分かりやすく示すようにという御意見でした。

3点目は、効果的な保全の推進についてです。

保全戦略を様々な主体の連携と協働の下に実践していくために、各主体の役割や関係者間の協働・連携について、記述したほうがよいという御意見でした。

1点目については「第1章 方針策定の背景と目的」の中で、本方針の位置づけや、国際

目標への貢献などについて記述しております。

また、第3章において、戦略的保全の進め方について、共通の保全戦略とエリアごとの保全戦略を組み合わせる必要がある旨を記述しました。

2点目については、第3章に、生態系からの保全アプローチの必要性の記述及び内容の記述に加えて、先ほどお示しいたしましたが、模式図を入れ、視覚的にも分かりやすいように記述しました。

3点目については、第3章の各戦略の中で、各主体の役割や、連携・協働の推進について記述を加え、関係者をつなぐ仕組みづくりについても記述しました。

そのほかにも、それぞれの御意見を踏まえて議論を重ね、本方針本文へ反映することで、中間まとめ案の策定を行いました。

本日は、これまで検討を行った内容について、計画部会の中で一定の結論に至りましたので、中間のまとめとして本審議会に報告させていただいております。

今後も、パブリックコメントを通じて、都民あるいは事業者の方々から御意見をいただいて、さらに最終答申に向けて議論を進めていく予定です。

以上で、計画部会の審議の報告を終わります。

ありがとうございました。

○石井会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、一ノ瀬計画部会長からの報告を踏まえて、審議をお願いします。

時間が限られておりますので、御発言は簡潔にお願いします。

また、御意見や御質問は、最初にまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにしたいと思います。

いただいた御意見につきましては、パブリックコメント後に開催する部会で議論いただいた上で、最終答申に反映させていただければと考えております。

では、御意見をお願いしたいと思います。

それでは、須田委員、山崎晃司委員、藤間委員、アオヤギ委員の順で御発言をお願いします。

○須田委員　須田です。

私は、計画部会の臨時委員として、また、生物多様性保全とか自然環境の保全に長らく関わってきた者として、なぜこういうことが進んできたのかということを少しお話ししたいと

思います。

中間のまとめとなるので、ここでその背景について少し整理しておかないと、この後の審議において、いろいろと参考になるのかなと思いますので、お時間をください。

東京都の自然環境行政は、残念ながら非常に全国的にも、世界的にも後れを取ってきたわけです。

ところが、現在、世界的にもそういうことが社会的責務となって、さらに、生物多様性保全とか自然環境の保全に後ろ向きな企業とか団体には、投資家が投資しない。反対に、そういうことに前向きなところにはどんどん投資が行われて、企業的な価値が上がってくるという世の中になってきました。

それを踏まえてということでもないですが、東京都においても、昨今、レッドリストや地域戦略の改定などによって、そういう施策を打つための基礎的なものがかかなり整ってきました。

それを実効的にどのように進めていくかということの指針として、今回の戦略的保全方針が策定されてきたという背景があります。

生物多様性保全は、経験的にも、実質的にも、戦略的かつ順応的に継続して行うことが必要なわけです。

昨今、奄美大島のフイリマンダースの根絶が宣言されましたが、まさにこれは最たるもので、1990年代から今に至るまで、戦略的かつ順応的に継続して行ったことの成果なのです。

これは、どうしてそういうことが可能であったかという、きちんとしたそれに対する施策が整ってきたから、施策がきちんとされていたから、根拠があったからということなのです。

その根拠となるものが、今回の戦略的保全方針だと私は考えています。

さらに、今回の戦略的保全方針の肝は、先ほど大野課長から御説明があったように、種からのアプローチと生態系からのアプローチの2つのアプローチに基づいて保全を行っていくところなのです。

今までは、おおむね種からのアプローチ、これは絶滅危惧種だから、危ないから守っていかうということから始まっていたのですが、その絶滅危惧種が暮らしていけるのは、その基礎となるあまたの普通種や、それを支える生態系があるからこそ守れるわけです。なので、絶滅危惧種だけを取り出して保全を進めていくのは、実は非常に危ないところもある。本当に絶滅に瀕したものについては、それも必要なのですが、危ないことなのです。

つまり、その家に住んでいる人は守るけれども、その人が住んでいる家や土地、インフラは守らなくていいということが結構普通に行われてきた。

それを防ぐために、その生き物にとっての家や土地、インフラに当たる生態系の保全を共に進めることで実効的な保全、つまり、それが「戦略的」というタイトルをつけた一つの理由でもあります。

それを行うための基礎的な施策は、都においては、現在進行形のものもありますが、かなり整ってきています。

その中で、唯一私が不足していると思っているのは、保全上重要な生態系の抽出だと思っているのです。

種、つまり人については、レッドリストによって分かっているのです。大枠については、地域戦略が策定されていますから、それで固められる。

では、今回の戦略の中で重要となっているもので一つ足りないと言え、生態系がどうなっているのか、東京都にどのような生態系があって、それがどのように変質して、今、どこをどうやって守ったらいいいのかということが全く分からない状況です。なので、これがそろそろ、戦略的保全方針は初めて実質的な力を持つというか、本当に実行できる。

それがなかったら、画竜点睛を欠いてしまうのかなというのが、私の率直な意見であり、感想であります。

長くてすみませんでした。

以上です。

○石井会長 それでは、次に、山崎委員、お願いします。

○山崎（晃）委員 山崎です。

御説明ありがとうございました。

中間報告ということだったのですが、今回、種の多様性と生態系の多様性という2つの部分について言及されていたのですが、種内の遺伝的な多様性とよく言われる部分については触れられていなかったように思います。

東京都は、そんなに面積が大きい場所ではありませんが、分類群によっては、例えば無脊椎動物みたいなものについては、種内の遺伝的な多様性も担保していかないといけないのかなと思うのですが、今回、そこに触れなかったということは、東京都ではそれを懸念しなくてもいいということなのかということが質問です。

あとは、種内の遺伝的多様性とは異なりますが、交雑です。



外来種みたいなものとの遺伝的な攪乱も起きますので、その辺りについても、東京都でも十分に起こると思いますので、御配慮されたほうがいいのかと。これはコメントになります。

以上、簡潔に述べさせていただきました。

ありがとうございました。

○石井会長 ありがとうございました。

では、次に、藤間委員、お願いします。

○藤間委員 藤間です。

私からは3点で、まず、スライドの2ページ目ですが、2番目に「方針策定の目的」とございます。

その4行目なのですが、特定の種に着目した保全策というように、次の基本理念のことをスライド2で触れていますので、触れるのであれば「普通種を普通種のまま維持する」と、すごくいい言葉が生まれたなと思って、その「考え方に」の後に「生態系に着目した」という言葉を追記したほうが、対比で分かりやすいのかなと。

「生態系」とか「種」という言葉については、本文では基本理念しか触れていないので「基本理念」と言うのであれば、絶滅危惧種の保全策の強化という「種」と対比する「生態系」ということは、ここの方針では触れないか、どちらかにしたほうがいいのかと思っています。

2点目は、4ページ目に<メリット・デメリット>と書いてありますが、内容を読めば、何がメリットで、デメリットと分かるのかもしれませんが、ここは<メリット><デメリット>ということで、一応分離して書いたほうがいいのかと。メリットの逆がデメリットだと思うのですが、一応、読み手に優しくという意味であれば<メリット><デメリット>ということで、タイトルを分けたほうがいいのかと思っています。

最後に、8ページ目なのですが、句点なのですが、8ページ目の文章の最後に。上の3行です。句点が入っていなかったなので、句点を入れておいたほうが、平仄がそろうかなと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、次に、アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 私からは2点、質問と意見があります。

1つ目なのですが、先ほど御説明があったとおり、生態系に着目した保全と示されて、こ

れは、私としては非常に期待するものです。

私も環境・建設委員会に所属していて、現在進行形で都市部にいる貴重な生物の絶滅回避を求められるような状況があると思っています。

昭島市のGLPの開発では、オオタカが3ペアいたことがアセスメントの調査の段階で分かるわけです。

でも、一方で、生態系を考えた場合に、事業者が出してきた案は、緑を12ヘクタールまで減らすというように、開発を非常に目いっぱいにするわけです。

そこで質問したいのですが、生態系に着目した保全を、現在進行形で行われている民間事業者の開発地に絶滅危惧種がいた場合に、今、緑は12ヘクタールでいいというようなルールがあるものですから、そのように開発事業者は出しているのですが、生態系に着目して保全するためには、どのように事業者に生態系を守らせるのか、実効性のある形があるかどうかは1点です。

次に、今、都市部にも希少種がすんでいることが、事業者のアセスメントの調査の時点でオオタカがいたとか、いろいろなリストの生物がいたことが分かって、事業者はいろいろ改善を提出して、結局は営巣木なども移植となって開発が進んでいくことも起きておりますが、そうしたときに、東京都全体でレッドリストの生物を一回調査して、生息しているところは公有地化や、民間事業者が買う前に保全する、指定することがどうしても必要かなと思っております。こうしたことについては、どういう方向性があるのかということについて、質問です。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、次に、片岡委員、お願いします。

○片岡委員 片岡です。よろしくお願いします。

私も、計画部会の臨時委員のメンバーでして、この方針策定に関わった者ではあるのですが、この方針を出していただいたこと自体は、東京都の意欲的な取組をととても歓迎しているところです。

冒頭に大野課長も御説明いただいたように、なぜこの方針をつくったのかというか、背景と目的は、いま一度申し上げたいのは、この段階でまだ中間のまとめというところではあるのですが、東京都全体で見たときの絶滅種のスピードが非常に顕著である。著しく絶滅種が増えている中で、考え方として、従来やってきた制度とか施策では、そのスピードを止めら

れないわけです。

これが現実には起きている数字として出ているわけですから、今、中間段階ということではありますが、従来の制度・施策を一步超えて、新しいことやもう少し違う視点に立って、今回は生態系の保全とかも視点に入っておりますが、そういうことをちゃんと盛り込んで、ぜひ後半部分は事務局が推敲して、押し出していきたいと思います。

もう一点、私自身、東京で保全活動を行っているNPOですので、現状を少しお伝えしたいと思うのですが、これまで都としてこういった方針が一切示されてこなかったもので、現場で活動している団体さんとか個人は、独自の努力で活動をデザインしていたり、やっていくしかない。

さらに、活動する現場は、それぞれ保全地域だけではないのです。

都市公園であったり、河川であったり、様々な場所で、それぞれを統括している東京都の環境局ではない部署、さらに区市町村の方々と連携しなくてはいけないときに、それぞれ担当ごとに生物多様性の目標や保全に対する考え方がばらばらで、全然連携できない。

しかも、保全団体や個人の皆さんは、独自に皆さんで自助努力をしている状態で、こういった全体方針が今までなかったことで、各地の保全活動はかなり進められていなかった、あるいは生物多様性と全く関係ないことをやっている活動とか、逆に損失させる活動も行われていたように思うのです。

今回、このような方針策定を具体的にさせていただくことで、地域戦略、2030年目標にも大きく貢献するのではないかと考えています。

以上です。

○石井会長 ありがとうございました。

次に、保坂委員、お願いします。

○保坂委員 世田谷区長の保坂です。

特に「戦略4 都市における生態系の保全」で、意見と若干の質問があります。

まず、都市エリア自体が、地図で見ると、かなり広範囲過ぎて、例えば都心部と世田谷区、あるいは多摩とでは大分地域特性が違いますので、もう少し特徴をつかんだエリア分けが必要ではないかという感想を持ちました。

あと、現在、都心部において、明治神宮外苑の問題の議論もかなり関心を呼んでいますし、日比谷公園の再開発の問題、つまり、長らく緑を供給してきたかなり歴史のある、コモンとしての都市財産としての緑が、再開発、Park-PFIの導入等によって一部減少したり、あるい

は伐採して木を植え替えるような事態があります。

これに対して、私ども世田谷区は、なるべく東京の都心に近い区でありつつも、まだ緑豊かだという部分が特性としてありましたので、現在、2か所の国家公務員住宅、もう一か所の樹林地、合わせて10ヘクタールを「みどりの拠点」ということで、小さな森にしたり、遊び場にしたり、あるいは樹林地として残されてきたところは、樹林地のままに保全していく政策を進めております。

ただ、これをやってみて思うのですが、商業施設、複合施設などを入れた再開発に比べて、それほど公的な支援というか、東京都と連動した、緑をこうやって保全していこうということでの財政的な裏打ちとかについては、まだまだ不足しているのではないかと思います。

実際に、最初の御発言にあったように、もう後戻りができない環境危機の時期にいて、まずは都心の中にまとまった緑を減らさないことと同時に、逆につくっていくことが今後必要だと。それに対する推進策をもう少し明記してほしいことが1点目です。

1点目に絡んで、戦略4の中には「都市開発に合わせた緑の創出」「既存の緑との連なり」という表記があるわけです。

すると、都市開発をやって、確かに都心部でも、大型高層ビル群の中に少しまとまった公園など、あるいは屋上庭園などができています。

ただ、それが果たして生物多様性の保証になっていくのか。

ないよりはあったほうがいいという言い方はできますが、一方で、世界の都市にあるように、まとまった森とか林、緑を東京の中で、ちゃんと都心部も含めてつくっていこうという姿勢を持つべきではないかと思います。これはぜひお答えいただきたいと思います。

もう一点、非常に身近なことなのですが、世田谷区などは、屋敷林が大変豊かで、大きな土地にお住まいになってきたお宅が、相続によって、大体3～4件のミニ住宅に分割されるか、マンションになることがずっと起きております。

これに対する保全策も、あまりにも細かい分割は駄目だという条例をつくったりしておりますが、民有地の緑、屋敷林などを買い取る。これは、住宅地の中に、小さいけれども緑、オアシスを積極的につくっていく施策ですので、ここもぜひ進めていくべきだと思います。

また、世田谷区だと、まだ都市農地も残っておりまして、それも相続でどうしても売却しなければいけないと。

これを農業公園にしたり、あるいは一般の公園にすることで保全していくのはとても大事なのですが、押しなべて再開発に対する支援や様々な制度に比べて、緑をつくり出すことに

対する大きな支援制度がまだまだ不足しているので、戦略４の（４）に「再開発」の表記だけでなく、今ないところに緑をつくり出したり、これまで歴史的にあった緑をちゃんと保全するという表記がぜひ必要ではないかということを意見いたします。

○石井会長　ありがとうございます。

では、最後になりますが、飯田委員、お願いします。

○飯田委員　都民委員の飯田秀利と申します。よろしくお願いします。

私の質問は、資料１－１に関係することで、共有するために、最後のページを開いていただけますでしょうか。

ここに「エリアごとの戦略的保全」とまとめられています。

エリアとは、１～７「森林環境エリア」「里山環境エリア」「都市環境エリア」「河川環境エリア」「東京湾エリア」「伊豆諸島エリア」「小笠原諸島エリア」と分けられています。

この中で、１、２、４、５、６、７は、多くの人が、野生生物が豊かにすんでいて、保護すべきものは保護すべきと考える方は多いと思うのですが、３番目の「都市環境エリア」は、先ほどの保坂さんの御意見と通ずるところがあるのですが、実は、都市の中には豊かな自然が残っていて、森林とか野原だけではなくて、他の県では絶滅危惧種と指定されているような動物さえもいます。

そういうものをこれから積極的に保全していく必要があると思うのですが、私が知っている限りでは、あるところにニホンアカガエルがいるのですが、そこは田んぼも、池も幸いにしてあるのですが、すぐ近くの池にはザリガニがすんでいたりと、アカミミガメがすんでいる。こういう状況が続いております。

これは、やむを得ないことではありますが、そこに住んでいる方々は、アカガエルがすんでいることさえ知っていないのです。ですから、保全のしようがない。

私が、これから都としてやっていただきたいのは、徹底した調査です。都市部における自然環境豊かなところにおいて、どういう生物がいて、どれぐらいいるか、調査していただければと思います。

その数値があれば、具体的な保護対策もできるし、建築などによってそれが潰されるおそれがあるのですが、そういうことを阻止できるかもしれないことが考えられます。

私の意見としては「３．都市環境エリア」をもう少し集中的に調査して、保全する方針を立てていただければと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

○石井会長　ありがとうございます。

それでは、事務局にお答えいただきたいのですが、実に様々な御意見とか、御質問も幾つかありました。

あと、この資料の修正意見もありました。

主に御意見については、また計画部会のほうでこれをさらに充実させていくところで取り組んでいくことになると思いますが、特に御質問について、お答えできるところはお答えいただくようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大野生物多様性戦略推進担当課長　委員の皆様、たくさんの御意見をありがとうございます。

本方針は、今後、最終答申に向けて検討させていただくところでございますが、生態系の抽出等に当たりましては、今後、専門家等からの意見をいただきながら、現地調査、基礎データ等の収集の方法について検討してまいりたいと思っております。

様々な御意見等を踏まえまして、本文の修正、加筆等を今後行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

補足で、生物多様性戦略推進担当課長代理の内山からお話しさせていただきます。

○事務局（内山）　同じ生物多様性戦略推進担当の内山と申します。よろしくお願いいたします。

様々な御意見をありがとうございます。

まず、御質問のありました内容についてですが、山崎委員から、遺伝的多様性に関する御意見をいただきました。ありがとうございます。

本文には既に幾つか記載しておりまして、少し分かりにくいかもしれませんが、例えば本文の30ページの「生息域内保全」に記載している箇所がございます。こちらには、遺伝的多様性について、短くですが、触れさせていただいております。

また「河川環境エリア」の部分になりますが、本文の64ページになります。

こちらは、特にレッドデータブックの改定作業の中で分かってきたことでございますが、在来魚類が、国内外来種による遺伝的攪乱により大きなダメージを受けていることが分かってきましたので、在来魚類の保全の側面において、こうしたことを特記してございます。

また今回の御意見を踏まえまして、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

また、藤間委員からは、文言について御意見をいただきました。

これについても、検討させていただければと思います。御意見ありがとうございます。

また、アオヤギ委員からは、生態系に着目した保全について御意見をいただきました。ありがとうございます。

私どもも、こうした生態系に着目した保全を行う上で、都内のこういったところが重要なのかを把握することは、事業者にとっても事前に対象地の生物多様性の価値を把握でき、後から軋轢を生みにくくなるような流れをつくっていかねばと考えております。

こうしたことも踏まえて、最終答申に向けて検討していきたいと考えております。

また、レッドリスト掲載の生物調査というお話がございました。

飯田委員からも、生物がこういったところに生息・生育しているのかを把握することが重要ではないかという御意見もいただいたかと思えます。

こちらについても、戦略5の「専門知・伝統知等に基づく保全の推進」の中で、本文で言いますと40ページになりますが、これまでは生物情報を十分に収集・蓄積できてこなかった部分がございますが、今後は都内全域のデジタル版の野生生物目録を作成していくという流れで現在事業を進めております。こうした情報を基に、今御指摘いただいたようなことの解決を進めていきたいと思えます。

また、飯田委員からは「都市環境エリア」での調査が必要ではないかという御意見もいただきました。

本文の戦略4、37ページになりますが、こちらに「都市域の野生生物総点検」が必要であるといった記載をさせていただいております。

概要版では十分に御説明できておりませんでした。まずは都市域にも野生生物が生息する環境があることを把握していくことから始めていきたいと考えております。

また、保坂委員から、エリアの範囲についての御意見を承りました。

私どもは、エリアを考える際、野生生物の生息環境の視点から検討いたしました。

低地部と台地部は、非常に開発圧が強く、野生生物の生息環境としては非常に脆弱な状況であることから、そうした視点からも、市街化区域としてまとめた範囲を、都市エリアとして一つにまとめさせていただきました。

おっしゃるように、都心部と多摩では地域特性が異なりますが、野生生物の生息環境の視点から、今回のようなエリア分けとさせていただいたところでございます。

本方針では、あくまで野生生物保全の視点から考えた、緑の在り方などについて記載させ

ていただきました。

また、都市環境としての緑の在り方については、本方針では、切り口を野生生物、特に保護上重要な野生生物としていることから十分な記載でない部分もあるかとは思いますが、あくまで野生生物保全から見て、都内で優先的に対策をはかるべき場所がどんなところかという視点を中心に本資料をまとめさせていただきました。御理解いただければと考えております。

また、本日いただいた御意見を踏まえて、修正等も検討させていただけたらと考えております。

一旦、事務局からの発言はこれでお願いいたします。

ありがとうございました。

○石井会長 御回答ありがとうございました。

それでは、この場でもう一度御質問とか、再確認したいことがありましたら、お願いします。

保坂委員、お願いします。

○保坂委員 私のほうで幾つも同時に言ったので、分かりにくかったかもしれませんが、概要版のほうでも、戦略4の（4）を見ますと「都市開発に合わせた緑の創出」などの記載で文章が始まってきます。

ただ、本編を読んでも、大体そういう内容のことが書いてあるのですが、私が申し上げたのは、再開発なり、開発によって新たな公園なり、緑創出もあっていいわけですが、一方で、大規模な4ヘクタールとか、そのぐらいの大きな国家公務員宿舎を国から買い取って緑地にしていく、緑の公園にしていくのは、緑をつくる。緑については「開発」という言葉はあまりふさわしくないかもしれませんが、新しい緑づくりになるわけですね。そういうことについて踏み込んだ表記が欲しいなど。

現実に、下北沢の小田急線が地下に潜った線路跡に、小さいけれども草地、原っぱをつくったところ、バッタやトンボ、チョウチョウ様々来て、そこでハーブを栽培したり、子供たちが遊んだり、そういうことが都心部でも、全くコンクリートだけだった町の中でも、コンクリートを剥がしてやってみると、そういうことも起きてくる。

ですから、そういう緑づくりについて、開発を前提にする流れではない、新たにつくる部分についての記載をぜひお願いしたいのが私の要望というか、ぜひそこをやってほしいという意見です。



○石井会長 ありがとうございます。

では、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 今、事務局から都市環境における動植物の総点検をするという御説明があつて、大変ありがたいと思ったのですが、具体的にどうやって点検をするのか、お伺いしたいと思いました。

実際に各区や市などの細かいところまで調査するのは相当大変だとは思いますが、それを実施なさるのでしょうか。

○石井会長 では、よろしいでしょうか。

事務局から御回答いただければ。今の保坂委員の御意見と飯田委員の御質問ですか。

お願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 ありがとうございます。

まず、飯田委員からいただいた部分について、私からお答えさせていただきます。

現在、私どものほうでスマートフォンアプリを活用した市民参加型の生き物調査で、都民の方々のお力を借りながら、都内全域で調査というのはなかなか難しい部分がありますので、そういった生き物観察という視点からの調査に取り組んでございます。

こういった部分についても、多少エリア的な密度が違っていたり、ばらつきがあつたりというところはあるんですが、そういうお力を借りながら生き物の種であつたり、数であつたりという情報を集めているところでありますので、今後、そういったものを情報収集していきながら考えていきたいと思っています。

○飯田委員 ありがとうございます。

○石井会長 では、保坂委員のコメントについてお願いします。

○事務局（内山） 内山からお答えさせていただきます。

先ほど御意見いただいております屋敷林についてお答えできていなかったかと思います。失礼いたしました。

屋敷林については、本文の37ページに記述させていただいております。（2）のイ、ウの辺りで、地域に根づいた民有緑地の保全について記述しております。

私どもは、東京全体の野生生物の保全に向けた優先度を検討する際に、長い間、古くから土地が改変されていない場所が、野生生物のハビタットとして機能しているというような場所について、戦略的に対策を講じる必要があると捉えております。

「都市環境エリア」においても「緑の確保や生態系ネットワーク機能の強化」という形で、

保全地域制度や特別緑地保全地区といった制度の活用により、緑地の確保を進めていくことを検討しております。

また、都市開発の中で新たな自然を創出することも非常に重要な事項であると考えております。

本方針でも、そうした新たなハビタットの創出につきましては、38ページに、身近な場所に新たな生きものの生息環境を創出することも重要であると記載しております。

今回は優先的にどこをどのように手をかけていくのかというところに焦点を当てた方針づくりでもあるため、十分な記述ではないかもしれませんが、記載はさせていただいていることとお伝えしたいと思います。

事務局からは、以上になります。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、飯田委員、何か追加の御意見はございますか。

○飯田委員 追加で申し訳ありません。

一つ、自然環境と言いますと、私たちは普通、動物と植物を思い浮かべますが、実は微生物の存在をつい忘れてしまっているのではないかと思います。

微生物も、自然環境をつくるのに非常に重要なはずなのですが、多分、微生物が自然環境に及ぼす影響は、あまり研究されていないのではないかと思います。

ですから、私も、今ここで何か対策をしたらいいという意見は持てないのですが、審議会委員の中に、微生物学者はいらっしゃるのでしょうか。

もしいらっしゃらないのであれば、ぜひメンバーに加えていただければと思います。

いかがでしょうか。

○石井会長 今の御指摘について、簡潔にお答えいただきたいのですが、いろいろと御意見をいただいており、時間もありますので、この後については、事務局と直接やり取りしていただくをお願いしたいと思っています。

まず、今の飯田委員の御質問について、もしすぐにお答えできれば、お願いします。

○事務局（内山） 微生物の専門の方は、今回の検討の中にはおられないかと存じますが、まずは東京の野生生物ということで、動植物中心に把握するところから始めていきたいと考えております。

今後、微生物につきましても、折を見て、事務局から専門家の方に御意見などを伺えるよう検討したいと思っております。

御意見ありがとうございました。

○飯田委員　ありがとうございます。

○石井会長　それでは、議論が尽きないところはあるのですが、時間もありますので、この議題については、このぐらいにしておきたいと思います。

さらに御意見等がある場合には、事務局と連絡を取っていただいてということをお願いできればと思います。

今日いただいた御意見を踏まえて「諮問第486号　東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」このまま進めていくことについて、御了承いただいたものとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

（発言なし）

○石井会長　では、事務局でこのまま作業を続けていただくということで、御了承いただけたのかなと考えますので、よろしくお願いします。

では、次の議事に移りたいと思います。

2つ目ですが、今の議題と関連しますが、報告事項ということで「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて」の報告に移りたいと思います。

では、事務局から報告をお願いいたします。

○青山計画担当課長　自然環境の計画担当課長の青山でございます。

私からは、生物多様性地域戦略アクションプランについて御報告させていただきます。

ただいま画面を共有いたします。

御覧いただけましたでしょうか。

資料2－1「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて＜報告＞」でございます。

昨年7月の本審議会でも御報告さしあげておるところでございますが、少しお時間が空いてございますので、初めに、この資料で少しおさらいをさせていただきます。

上段でございます。

アクションプランとはということでございまして、東京都生物多様性地域戦略に掲げました、2030年目標の実現に向けた保全・回復に資する都庁内各局の取組と目標を取りまとめたものでございます。

地域戦略とアクションプランの違いは、資料に記載のとおりでございます。

次に、資料中段の「アクションプラン策定の目的」でございます。

こちらは、庁内各局の取組の進捗管理を行うことを目的としてございます。

このプランは、本審議会の計画部会に報告して、助言をいただきます。

いただいた助言につきましては、関係局で構成いたします庁内の推進会議で共有し、取組の見直しや新規施策等を翌年度のプランに反映していくといった流れで進捗管理を行いまして、毎年度更新してまいります。

下段が、これまでの策定・更新の経過でございます。

冒頭の局長の御挨拶にもございましたが、一昨年、2022年12月に、本審議会より地域戦略の改定について答申をいただきました後、左側に記載のとおり、国家戦略を踏まえまして、昨年4月に地域戦略の改定、アクションプランの策定について公表してございます。

その後でございますが、昨年6月の本審議会計画部会、先ほど述べました7月の本審議会に御報告いたしまして、新たな施策を盛り込むなど、内容を更新したものを本年6月の計画部会に「アクションプラン2024（案）」ということで御報告した上で、7月16日に新たなプランを公表してございます。

スライドの2ページでございますが、アクションプラン本文の参考となっておりまして、その中から一部抜粋した資料でございます。

左側の囲みになりますが「はじめに」ということで、アクションプランの位置づけを記載してございます。

次に、右側でございますが、都の取組項目一覧につきましては、地域戦略に基づく都の施策事業を一覧で整理したものとなっております。

3ページでございます。

左側にございます「基本戦略ごとの都の取組」では、こちらの囲みにございますように、各施策の事業名称がございましたが、その事業の概要、3か年の実績及び計画を記載してございます。

具体例でございますが、青字の事業名の下に概要、所管する部局、3か年の実績・計画を表でお示ししてございます。

右側が＜基本戦略Ⅰ 目標一覧＞でございまして、基本戦略Ⅰ～Ⅲそれぞれで各事業の目標を一覧表で整理しております。

4ページを御覧いただきます。

こちらは、5ページ、6ページと併せまして「アクションプラン2024」に位置づけており

ます基本戦略ごとの主な目標と実績、取組をお示ししてございます。

基本戦略ごとに整理してございまして、上段が「主な目標・実績」の一覧。

下段が「2024年度の主な取組」ということで、御覧の4ページ目につきましては、基本戦略Ⅰに該当する内容でございます。

上段の「主な目標・実績」でございます。

左から「指標」となります項目。

次が、2023年度目標、または当該項目の終期となります年度の目標。

中央より右側が「実績」となっております「2023AP」の欄は、プラン策定時の実績でございます。

その右側、今回更新した「2024AP」の欄では、最新の2023年度の実績を記載してございます。

御覧いただきますように、目標に対しまして、各指標とも着実に実績を積み重ねているところでございます。

次に、下段の主な取組でございます。

左側の囲みが、こちらにも局長御挨拶でも触れました、生物多様性保全上重要な地域の保全及び拡大に向けた取組の強化ということでございます。

こちらにつきましては、2050年目標を累計1,000ヘクタールに引き上げまして、指定及び公有化を加速していくとともに、生物多様性に配慮した保全管理を進めるため、生物多様性センターを新たに4月に設置したところでございます。

続けて、右側の囲みでございますが、先ほどの議題と同じ内容でございますので、大変恐縮ですが、割愛させていただきます。

新たな事業といたしましては、保護上重要な野生生物種の保全分野に関する調査研究を開始してございます。生物多様性の保全と回復に関する研究を強化してまいります。

基本戦略Ⅰにつきましては、以上でございます。

スライド5ページ目が基本戦略Ⅱでございます。

上段「主な目標と実績」でございます。

左側の表は、再掲を含めた項目になってございますが、御覧いただきますように、戦略Ⅱにつきましても、目標に対しまして、各市町とも着実に実績を積み重ねているところでございます。

下段の主な取組でございます。

左側の囲みは、昨年度、令和5年度から開始いたしました「Tokyo-NbSアクションの推進」でございます。

NbS (Nature-based Solutions) は、自然の機能を活用した社会課題の解決策のことですが、本事業は、NbSの取組を行う事業者や民間団体の取組事例や効果を「Tokyo-NbSアクション」として、東京都が発信することで、企業などによりNbSの取組促進と定着を図るものでございます。

次に、右側の囲みでございます。

こちらも継続事業でございまして、都市整備局の所管の取組でございます。

農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を「農の風景育成地区」として都が指定いたしまして、散在する農地を一体の都市計画公園等として決定するなど、地域のまちづくりと連携しながら、農のある風景を保全・育成する取組でございます。

6ページ目でございます。

基本戦略Ⅲでございます。

上段の「主な目標と実績」でございます。

基本戦略Ⅲでは、行動目標といたしまして「生物多様性都民行動100%」を掲げてございます。

こちらは、2行目に、生物多様性に配慮し、貢献する行動をしている都民割合を新たな指標として追加してございます。

2024アクションプランの実績は、昨年度実施しましたアンケート結果を掲載してございます。

その他、2つの指標を御覧いただきますとおり、目標に対し、着実に数字を上げているところでございます。

下段の主な取組でございます。

左側の囲みは、既に開催いたしました、本年8月11日の山の日、第8回「『山の日』全国大会」を都内で開催してございます。

こちらは、式典とか多様なイベントにおきまして、東京の豊かな生物多様性や、山の持つ様々な機能を広く発信したイベントとしてございます。

また、区市町村などとも連携いたしまして、大会前後の期間、都内全域において自然の魅力を体感するイベントを展開するなど、一過性のイベントに終わらせることなく、参加した都民が継続して都内の保全活動に参加する工夫を今後も重ねていくところでございます。

次に、右側の囲みでございます。

こちらにも継続事業となっておりまして、6月の本審議会の中でも御報告した取組でございます。

「自然環境デジタルミュージアム構想」につきましては、今後、ミュージアムの役割や機能など、詳細な内容を検討いたしまして、年度内を目途に基本計画を策定する予定としてございます。

最後に、スライドの7ページ目でございます。

こちらは、参考といたしまして、現在、都が進めております「東京グリーンビズ」の紹介となります。

昨年、2023年7月、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクトとして「東京グリーンビズ」が始動いたしております。

様々な主体との連携・協力を進めまして、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を拡大し、緑の持つ機能を最大限発揮させ、自然と調和した持続可能な都市を実現していく取組でございます。

グリーンビズにつきましては、大変恐縮ですが「東京都の緑の取組Ver.2」をホームページで公表しておりますので、お時間のあるときに御覧いただければと考えてございます。

なお、アクションプランの本文につきましては、資料2-2でお示ししておりますので、後ほど御確認いただければと思っております。

長くなりましたが、事務局からの御報告は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について、御意見などがありましたら、お願いします。

では、アオヤギ委員、続いて小柳委員、お願いします。

アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 端的に、1点意見を言わせていただきます。

アクションプランに位置づける基本戦略ごとの主な目標・実績と取組ですが、ここに都立公園の新規開園面積、海上公園の新規開園面積と書いてあります。

しかし、新規開園面積には、駐車場とか、そういった部分も含まれると聞いております。

新規開園面積を目標に掲げるのではなくて、先ほど来、議論があった生態系を守るような目標、例えば既存樹木を守ったり、保全するとか、生み出すといった表現にして、目標面積を掲げるところでは表記してもいいかと思うのですが、実際に今、既存樹木は、公園で伐採

されている実態もありますから、新規開園面積ではふさわしくないと思います。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、続いて小柳委員、お願いします。

○小柳委員 小柳です。

1点質問があるのですが、アクションプランの基本戦略Ⅰの⑭に新規で追加されている「国のOECM認定制度への登録を促進するための取組の支援」について質問があります。

所属している学芸大も、農園がOECM（自然共生サイト）に昨年度認定されたのですが、それを受けて、結構いろいろと質問とかヒアリングが来るようになりまして、先日、八王子市から、八王子市内の大学キャンパスの緑地のOECM登録を推進したいのだけれども、どういう支援があればいいのか、ヒアリングを受けました。

支援策を検討されているようだったのですが、今回は東京都でもこういう取組が追加されたということで、具体的に、都ではどういう支援を想定されているのかと、今後、そういう市町村だったりにどのようにそれを周知されていく予定か、お伺いできればと思います。

よろしくお願いします。

○石井会長 ありがとうございます。

では、今のお二方の御質問、御意見について、お答えをお願いします。

○青山計画担当課長 御意見、御質問をありがとうございます。

初めに、アオヤギ委員からの御意見についてでございます。

アクションプランの中では、2030年の目標を掲げている事業ごとに目標整理をさせていただいておりまして、御意見といたしましては、生態系を守る目標を掲げてよいのではというような御意見だったかと思っております。

もう一つは、公園ですね。

公園の面積については、伐採されるので、ふさわしくないのではというお話もございまして、本日いただいた御意見については、今後の参考とさせていただければと思っております。

もう一つは、小柳委員からの御質問でございまして、今、画面で御覧いただいておりますOECMの促進の部分です。

こちらの⑭の表題の後ろに、括弧書きで「区市町村との連携による環境政策加速化事業」という東京都の補助制度がございます。

この中には、生物多様性だけではなくて、気候変動、資源循環、多くの環境に関する支援



メニューが含まれておりまして、その一つとして、今、OECMというお話でしたが、区市町村が自然共生サイトに登録する際に、登録を促すための例えば調査の費用や、登録の書類作成にかかる費用とかにつきまして、東京都のほうで財政的な支援を行う仕組みにしていきたいです。

私からは以上でございます。

○石井会長 今のお答えについて、特に確認事項とかはございませんか。

そのほか、アクションプランについて、御質問、御意見は特にないでしょうか。

では、山崎靖代委員、続いて飯田委員、お願いします。

○山崎（靖）委員 ページの確認はできていないのですが、森林再生事業が、2024年、2025年で、2023年よりも大体200ヘクタールずつぐらい増えていました。

これとは直接関係ないのかもしれませんが、それをやる人材の育成もすごく大切なことで、多分、普通にしていたら、そんなプラス200ヘクタールを間伐できる業者さんは、今なかなかないと思うので、ぜひ人材育成とかについても御検討いただければと思います。意見です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 都民委員の飯田秀利と申します。

今、御説明があったアクションプランをつくることは非常によいことだと思うのですが、新しく制度をつくっていくのも非常に大事だと思うのです。

私が住んでいる地方自治体では、都市部の緑を守るという観点から、生け垣とか樹木を持っているところには補助金を出すのです。

その補助金を出す基準が大分前につくられたものなので、かなり条件が厳しいのです。現在の住宅事情に合っていないと強く感じる場合があります。既に策定されたいろいろな決まりをもう一度見直すことも必要なのではないかと。

アクションプランの中に、見直しも入れたらいかがかと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、須田委員、お願いします。

○須田委員 先ほどアオヤギ委員から御意見があった、都立公園の開園面積を含めるということなのですが、例えば駐車場であっても、透水性舗装にするとか、植え込みの部分を購入資材のサツキやツツジとかにしないで、その公園内にある自生植物の育成地、保全地にする

とか、そういうことが認められれば、面積に含めるとか、それがなければ外すとか、それは多分、公園側にヒアリングすれば分かることだと思うので、そのような峻別をすると、例えば公園側のモチベーションというか、意識の向上にも当たると思いますので、そのようなところでケアしていただけるとよいのかなと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、事務局、お答えをお願いしてよろしいですか。

○青山計画担当課長 山崎委員、飯田委員、須田委員、御意見と御質問をありがとうございます。

山崎委員から、人材育成の件で御意見を頂戴いたしました。

飯田委員からは、アクションプランの見直しについてもやってはどうかという御提案。

須田委員からも、公園の面積算定について、もう少し配慮できるのではないかと御意見をいただいています。

6月の計画部会で出た御意見もそうでございますが、本日出た御意見につきましては、庁内の関係局で構成してございます、庁内の推進会議で共有させていただきまして、今後の見直しも含めた検討の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告についての議論は、以上ということにさせていただきたいと思えます。

それでは、最後の議題になりますが「諮問第487～491号 八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。

では、まず、事務局から説明をお願いします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が5件でございます。

御説明の流れとしまして、まず、お手元の資料3－1から資料3－2の申請概要を5件、

一括して御説明させていただきます。

なお、今回の５件ですが、全て八丈町における地熱発電での利用を目的とした温泉井戸の掘削申請となります。一帯の地熱開発に関する審議であることから、資料の構成については、まとめて作っております。

具体的には、全て同じ敷地内の２か所の掘削を計画しておりまして、諮問第487～489号までが１か所目のもの。

諮問第490号と第491号が２か所目のものとなっております。

このことから、概要版は、資料３－１と資料３－２の２つを統合しまして、許可基準の適合状況については、資料３－３において統合しております。

今回の申請５件に関しましては、地熱開発に伴う掘削でして、通常の温泉掘削ではございません。

まず、一般的な地熱発電の仕組みについて御説明できればと思います。

地熱発電では、地下の熱エネルギーを利用しまして発電を行っております。

地上で降った雨が地下深部に浸透し、マグマ等によって200度以上にまで加熱され、地下深いところに地熱水の貯留層を形成いたします。

地表から地熱貯留層まで井戸を掘ると、蒸気交じりの熱水が噴出いたします。

本申請につきましては、生産井の掘削に関するものでございます。

生産井から地熱を取り出した蒸気や熱水のうち、発電に用いる蒸気を熱水と分離しまして、蒸気のみをタービンに送って発電するものでございます。

次に、八丈町の地熱発電利用事業について御説明させていただきます。

八丈島においては、平成11年から平成31年まで、東京電力が地熱発電事業を行っておりまして、島の最大電力需要の約30%を賄う発電能力を有していました。

この東京電力の地熱発電施設が更新時期を迎えるに当たりまして、八丈町では、地熱の活用を拡大するため、八丈島地熱発電利用事業を町の施策として取り組むこととし、東京電力の地熱発電所の敷地に新たな地熱発電事業をプロポーザル方式により公募いたしました。

そして、八丈町と協力しながら島内の地熱を活用する事業を実施する事業者として、オリックス株式会社を選定しています。

八丈町とオリックスは、平成29年３月９日に、八丈島地熱発電利用事業に関する協定を締結しまして、事業を進めているところでございます。

本件は、令和２年度、令和３年度及び令和４年度の自然環境保全審議会において、生産井

の掘削申請について、許可相当との答申をいただいた案件と同じ場所での申請でございます。

令和２年度に許可相当をいただいたNOE-3につきましては、掘削後の噴気試験の結果、掘削した生産井の能力が不十分であったことから、オリックスの事業実施会社であるORジオ八丈島株式会社から、令和３年度にNOE-6、令和４年度にNOE-3A、NOE-3B、NOE-3C、NOE-6について、追加で掘削申請が行われました。

しかし、掘削事業者の確保が困難となりまして、令和３年度に許可を取得したNOE-6については、許可日から２年が経過したことで、許可が失効し、令和４年度に許可を受けたそのほかの４件の申請につきましても、許可期限内での掘削が困難な状況となりました。

そのため、許可が失効していない４件についても、事業者から温泉掘削工事廃止届が提出されまして、都において、令和４年４月１８日に受理しましたことで、全ての許可が失効している状況でございます。

このたび、掘削事業者を確保するめどが立ったということで、改めて令和３年度以降の掘削申請５件が同時に申請されたものでございます。

それでは、諮問第４８７～４８９号までの「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の申請概要を説明させていただきます。

資料３－１を御覧ください。

申請者は、ORジオ八丈島株式会社。

目的は、地熱発電用に産業利用すること。

申請地は、八丈島八丈町中之郷地内でございます。

工事内容は、湧出路の口径が２２０．５～２１５．９ミリメートル。

深さ、１，１２０メートルです。

また、傾斜掘削でして、掘削する長さは１，２００メートルとなります。

施工方法は、ロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力４，４４４キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。

水蒸気が噴出されると想定されておりまして、産出量は、１時間当たり３２．６トンを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は、申請者所有の土地です。

周辺概況といたしましては、平成３１年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。

令和２年度に許可されまして、令和４年度に掘削完了しましたNOE-3の噴気試験を実施しましたところ、蒸気噴出量が十分でなかったことから、途中の深度まで埋め戻しを行い、方向及び角度を変えて傾斜掘削するという申請でございます。

また、周辺１キロメートル以内の状況については、次のページの図２を御覧ください。

本申請地点を赤の星、既存源泉を赤の四角、半径１キロメートルの範囲を赤の円、半径1.5キロメートルの範囲を青の円で示しております。

既存源泉は同一敷地内にはございますが、こちらは、令和４年度に掘削を完了しましたNOE-3と、還元井であるNOE-4の井戸となります。

図３を御覧ください。

赤の星が既存のNOE-3、本申請の掘削地点でもございます。

赤の四角が既存のNOE-4。

黄色の星が、今回同時に掘削申請をされたNOE-6とNOE-6Aになります。

半径１キロメートルの範囲に、水道水源井等、特別に配慮を要する井戸はございません。

また、湧水等もございません。

諮問第487～489号までの概要は、以上でございます。

続きまして、資料３－２を御覧ください。

諮問第490号と第491号の温泉掘削について御説明いたします。

本申請は、今御説明しました諮問第487～489号までと同じ敷地内における掘削の申請です。申請者、目的、利用計画は先ほどと同様でございます。

掘削工事の内容につきましては、湧出路の口径が320.4～215.9ミリメートル。

湧出路の深さが1,270メートル。

また、傾斜掘削です。掘削する長さは1,300メートルとなります。

掘削方法は、ロータリー式掘削です。

申請地周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第487号のNOE-3Aなどから約10メートル離れた地点での掘削申請になります。

NOE-6Aにつきましては、NOE-6に対して、途中の深度から方向及び角度を変えて傾斜掘削するという申請でございます。

次のページの図３を御覧ください。

先ほどの御説明のとおり、本申請地点を赤い星で示しております。

既存源泉は同一敷地内にはございますが、こちらはR4年に掘削完了した先ほどのNOE-3と還

元井NOE-4の井戸となります。

半径 1 キロメートルの範囲内には、水道水源井等、特別に配慮を要する井戸はございません。

また、湧水もございません。

諮問第490号と第491号の概要についての説明は、以上でございます。

御審議いただく 5 件の諮問案件について、まとめて御説明させていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第487～491号の 5 件については、令和 6 年 6 月 26 日の第 3 回「温泉部会」において審議を行いました。

私からは、資料 3－3 の「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」御説明いたします。

先に、温泉法の許可基準について御説明いたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。

温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき。

掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの。

公益を害するおそれがあると認められるときのほかは、許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと。

公益を害するおそれがないこと。

この 2 つの許可基準について、審査基準を 2 つ設けております。

1 つ目の審査基準について、参考資料 1 を御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2 つ目の審査基準について、参考資料 2 を御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めています。

23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に、指導基準を設けております。

参考資料3を御覧ください。

「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」当審議会の温泉部会で取り決めたものです。

申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や、区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料3-3を御覧ください。

「諮問第487～491号 八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の御意見につきましては、同一敷地での同一目的のための掘削ですので、温泉部会におきましても、5件まとめて審議を行いましたので、温泉掘削許可基準の適合状況などをまとめて御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして御説明します。

「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該申請は、指定地域外であるため、制限距離等の基準は適用されません。

「(2) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1,000メートル以内には、配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

「(3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」についてですが、温泉掘削においては、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。

当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法に基づき、適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

次に「温泉部会における審議内容」につきましては、委員の中には、地熱発電を専門とする方もいらっしゃいまして、計画している地熱発電事業について審議を行っております。

本申請地については、東京電力が近年まで同程度の規模で地熱発電を行っていた場所です

ので、既に実績があること。

また、これまでも同じ場所で生産井の掘削を許可しております。

さらに、今回の申請自体、令和3年度、令和4年度に許可を出しており、その後、現在までの間に、地質や地熱構造等に関する新たな知見は得られておりませんことから、本掘削申請に問題はないと考えられます。

その上で、これから申し上げます、主に3つの意見がありました。

1つ目は、提示されたスケジュール案がタイトで、噴気試験の期間が十分に確保できるか懸念されること。掘削順序や掘削工程等の実務的なスケジュールは、掘削事業者の知見も生かしつつ、当初計画に拘泥され過ぎないように、柔軟な対応をされたい。

2つ目ですが、硫化水素については、設備の腐食対策に加えて、事業関係者のみならず、近隣の住民も含め、安全に十分に留意した上で対策を講じられたいということです。

3つ目は、大規模な地熱開発であることから、思わぬ影響も念頭に置いて事業活動されることが望ましい。そのため、掘削時のみならず、掘削後の事業活動中も周辺への影響を注視する姿勢が大切である。特に温泉源への影響について、近隣の温泉モニタリングを継続するとともに、その結果について十分に吟味しつつ、引き続きステークホルダーとも密に連携されたいといったもので、これらの意見に対し、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では「諮問第487～491号 八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の5件につきまして、許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、温泉部会長からの御報告を踏まえて、審議をお願いします。

御意見や御質問はまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただきます。

では、何か御意見はございますでしょうか。

では、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 都民委員の飯田秀利です。

今の御説明で、3つの意見、質問があったことは、事業者は承知していると御説明されましたが「事業者が承知している」ということは、具体的にどういう内容なののでしょうか。

○石井会長 そのほか、特に御意見がなければ、回答をお願いします。

これは、部会長からになりますか。それとも。



○大久保水環境課長 それでは、事務局から回答させていただきます。

温泉部会において3つの御意見、資料3－3に記載してあるものをいただきまして、内容に関しては、このまま事業者にお伝えしております。

スケジュールに関して、硫化水素の対策を講じること、モニタリングに関してしっかりと継続すること、ステークホルダーと連携すること。この3つの点について、全て事業者にお伝えして、記載のとおりやっていきますということで確認しております。

○飯田委員 ありがとうございました。

○石井会長 では、そのほかにいかがでしょうか。

では、そのほかは特によろしいでしょうか。

それでは、ここで皆さんにお諮りしたいと思います。

異議がある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

諮問第487～491号の温泉部会の案件について、本審議会として許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(発言なし)

○石井会長 よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言はありませんでしたので、諮問第487～491号の温泉部会の案件について、本審議会として許可相当であるということで、答申いたします。

これ以後の手続については、事務局のほうでよろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

では、以上で本日予定されていた全ての議事は終了しました。

以上をもちまして、第156回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。